

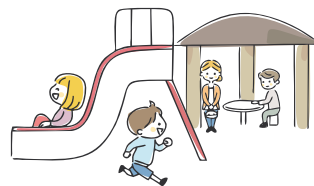
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和7年度から令和11年度

かのやし けいかく 鹿屋市 こども 計画

がいようばん ばん
《概要版（こども版）》



れいわ ねん がつ
令和7年3月



かのやし
鹿屋市



★ こども計画について

こども基本法(令和5年4月)

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。こどもや若者の皆さんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。「こども基本法」とは、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを定めた法律です。

こども大綱(令和5年12月)

こどもに関わる問題を社会全体の課題として、みんなで、こどもや若者、結婚、子育てをする人のことを考えながら、課題の解決に取り組んでいく必要があります。こども基本法のもとに、すべてのこどもが将来にわたって幸せに生活を送ることができる「こどもまんなか」の社会を目指すための基本的な方針や重要なことを決めたものです。

こどもに関する取組などを「こども施策」といいます。

- ・おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること
- ・子育てをする人たちへのサポートをすること など

「こども計画」・・・こどもたちが成長しながら自分らしく幸せに暮らしていける「こどもまんなか社会」の実現を目指して、市町村は、「こども大綱」などをもとに「市町村こども計画」の策定につとめることとされました。この計画は、こどもや若者、子育てをしている人たちを支える取組をまとめたものです。
【こどもの皆さんはもちろん、たくさんの人に知ってもらうことが大切です。】

第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（～令和6年度）

鹿屋市では「こども計画」として、新たに策定します。

鹿屋市 こども計画（令和7年度～）

かのやし
鹿屋市
こどもまんなか
おうえん
応援サポーター宣言

こどもの幸せを考え、こどもの利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。また、子育て世帯等への各種支援をととして、「すべてのこども・若者がたくましく育ち 未来を拓くまち かのや」の実現に向けて取り組みます。

《こども・若者の年齢ごとのおおむねのイメージ》

乳幼児期
(0～5歳)

学童期
(6～12歳)

思春期
(13～18歳)

青年期
(19～29歳)

ポスト青年期
(30～39歳)

こども

若者

★ アンケート調査

計画を作るために、こどもや若者、子育てをする皆さんなどから、今の生活の状況や、必要なサポートなどの意見を聴きました。

- 小学生前のこどもの保護者
- 小学生のこどもの保護者
- 小学5年生のこどもと、小学5年生の保護者
- 15歳～39歳までの方
- 子育てをしている人をサポートしている団体

保育所等、学校、郵送などとおして、配布し、インターネット上などで回収しました。



★ かのやし 鹿屋市こども計画

基本理念
(計画で、市が目指すこと)

すべてのこども・若者がたくましく育ち
未来を拓くまち かのや

生まれながらに権利を持っている
皆さんを大切にする心を持ちながら、
健やかな成長にあわせて切れ目のない
支援をとおして、社会全体でこどもや
若者、家庭に寄り添い見守りながら、
地域全体でともに支え合える
未来へつながるまちづくりを
目指します。



こどもは、未来をつくるかけがえのない存在です。
こども・若者一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、みなさんの意見や参加する機会を充実させます。



計画を進めるに当たって、3つの目標（大切にしたいこと）をもとに取り組みます。



目標 1

こども・若者が
生き生きと育つまちづくり

こどもの権利や意見を尊重し、
力を発揮できるよう、体験や
活動への参画、出会い・結婚への
支援、多様な価値観など、あり
のままを尊重し成長できるように
支えます。

目標 2

すべての家庭が安心して
子育てができるまちづくり

妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援により、夢を持ち喜び
を実感できるようにサポートしま
す。また、親と子が心身ともに健
やかに暮らせるように支えます。

目標 3

こども・若者の成長を
地域全体で育むまちづくり

こどもの養育は家庭を基本とし、
地域住民や、支援団体など、地域
で支え合う仕組みをつくり、地域・
社会全体でつながりながら、安全
安心に暮らせるように支えます。

ぐたいてき

具体的には・・・



“こどもの権利を大事にします！”

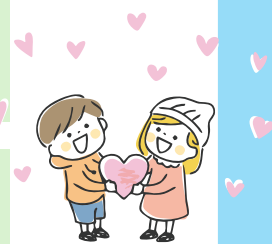
- 希望を持って健やかに育つよう、こども・若者や、関わるすべての方に向けて、こどもの権利に関する理解を広めていきます。
- 「いのちの大切さ」や「自己肯定感」について学ぶ機会を充実させ、こころの健康づくりや自殺予防等に関する理解を広める取組を進めます。

自己肯定感・・・ありのままの自分を肯定する感覚



“こどもの意見を聴きます！”

- こども施策を進めるに当たり、こども・若者等の意見を取り入れるとともに、こどもが意見や考えを伝えることができるようサポートします。



“支援が必要なこどもや家庭に寄り添い ながら、相談体制の充実を図ります！”

- こども家庭センターを中心に、専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を進めます。
- 関係機関で連携し、ヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげます。

ヤングケアラー・・・家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者



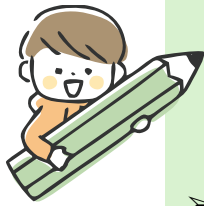
“家や学校以外の居場所を充実させます！”

- 自然・職業・環境など多様な体験活動の機会に取り組みます。また、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。
- こどもたちが安心して過ごせる環境で、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こどもの居場所」づくりを進めます。

“主体的な活動を大切にしながら 遊びと学びの充実を図ります！”

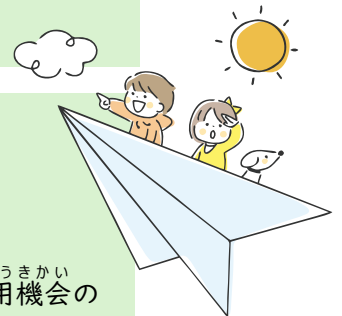
- こどもの主体的な活動を大切にしながら、教育・保育の質の向上に努めるとともに、学校などと連携し、学校生活へ滞りなく進めるよう支援するなど、こどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。
- 本を通じた親子の触れ合いやスキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心が触れ合う活動を進めます。





“^{ししつ のうりよく いくせい む きょういく}資質・能力の育成に向けた教育を ^{すいしん}推進します！”

- ^{じどうせいひとり}児童生徒一人ひとりの^{ししつ のうりよく}資質・能力を^{さいだいげん}最大限に^の伸ばす^{しゅたいてき}主体的・^{たいわてき}対話的で
^{ふか まな}深い^{じつげん}学びを実現する^{きょういく}教育など、^{ちいきぜんたい}地域全体で^{じせだい}次世代の^{にな}担い手となる^{じんざい}人材
を育成します。
- ^{がっこう}学校の^{かんきょうせいび}ICT環境整備と^{かつよう}ICTを活用した^{がくしゅうかつどう}学習活動の^{じゅうじつ}充実、^{きょういくとう}プログラミング教育等による^{じょうほうかつようのうりよく}情報活用能力の^{いくせい}育成を図ります。



“^{あら}新たなことに^{おうえん}チャレンジして いけるよう応援します！”

- ^{しゅうしよくさうだん}就職相談や^{せみなる}セミナーなどによる^{しえん おこな}キャリア支援を行い、^{わかもの}若者の^{こようきかい}雇用機会の
^{そうしゅつ}創出を進めます。
- ^{せいてきしこうおよ}性的指向及び^{たようせい}ジェンダーアイデンティティの^{かん}多様性に^{りかい ひろ}関する理解を広める
^{とりくみ}取り組みを進めます。

ジェンダーアイデンティティ…^{ほんにん}本人が^{じぶん}自分の^{せい}性を^{にんしき}どう認識しているかの^{がいねん}概念
^{じしん}自身の^{せいべつ}性別について^{いど}のある程度^{いっかんせい}の一貫性^もを持った^{にんしき}認識

“^{まな}ライフデザインについて ^{きかい すいしん}学べる機会を推進します！”

- ^{こんなん}困難を抱える^{わかもの}若者などが^{さうだん}相談しやすい^{たいせい}体制づくり^{つと}に努めます。
- ^{しごと}仕事や^{けっこん}結婚、^{こそだ}子育てなどの^{しょうらい}将来について^{かんが}考える^{きかい}機会を^{ていきょう}提供し、^{きぼう}希望を^{かな}叶
えられるように^{きょういく}ライフデザイン教育^{すいしん}を推進します。

ライフデザイン…^{じんせい}「どんな人生を送りたいか」^{かんが}を考えること



“^{けっこんしえん}結婚支援の^{とりくみ}取組^{すいしん}を推進します！”

- ^{こうりゅうかい}交流会や^{せみなる}セミナーなどにより、^{たよう}多様な^{であ}出会いの^{きかい}機会の^{そうしゅつ}創出^{つと}に努めます。
- ^{かいさい}セミナーの^{わかもの}開催など、^{じんせいせつけい}若者が^{かんが}人生設計を^{きかい}考える^{もう}機会を^{かんが}設け、^{とく}ライフデザ
インを^{かんが}考える^{とく}きっかけづくりに^{とく}取り組みます。



“子育てしやすい”

就労環境づくりを推進します！”



- ワークライフバランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方に関する理解を広める取組を進めます。
- 男女共同参画についての正しい理解を進めるため、様々な世代における広報活動に取り組みます。

ワークライフバランス・仕事と生活の調和。働き、仕事上の責任を果たしながら、子育てや介護、自己啓発等にも時間を持って健康で豊かな生活ができる



“子育てに関する情報を”

積極的に発信します！”

- 親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。
- 子育て応援アプリ等の内容の充実を図り、いろいろな手段を利用し子育てに関する情報を分かりやすく提供します。

“心と身体の健康づくりを推進します！”

- こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発や夜間診療体制の維持に努めます。
- 「こども料理教室」、「市民ふれあい農園」等の食と農の体験活動を通じて子育て世代への食育を推進します。



“子育てにかかる経済的な支援を行います！”

- こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するため、0～18歳の医療費の無償化を継続します。
- 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、市立小・中学校の学校給食費の無償化を継続します。



“こどもの^{がくしゅう}学習や、 ^{せいかつ}生活の^{あんてい}安定を^{しえん}支援します！”

- こども・若者^{わかもの}が^{すこ}健やかに^{せいちょう}成長できる^{かんきょう}環境づくりや^{きょういく}教育の^{きかい}機会^{きんどう}均等を^{はか}図るため、こどもの^{がくしゅう}学習^{しえん}支援、^{せいかつ}生活の^{あんてい}安定、^{ほご}保護者の^{しゅうろう}就労、^{けいざい}経済的^{しえん}支援に^{つと}努めます。



“^{ひつよう}必要な^{しえん}支援が^い行き^{とど}届く^{たいせい}体制の ^{じゅうじつ}充実に^{はか}図ります！”

- 障がいのあるこども・若者^{わかもの}や^{はつたつ}発達に^{とくせい}特性のあるこどもを^{しえん}支援するため、それぞれの^{とくせい}特性や^{じょうきよう}状況に^{おう}応じて、^{ほうか}放課後等^{なご}デイサービス等の^{しえん}支援を行います。
- ^{ほご}保護者や^{がっこう}学校、^{かんけい}関係機関と^{れんけい}連携して、^{がくしゅう}学習や^{せいかつ}生活^{しえん}支援^{おこな}を行うとともに、^{がっこう}学校以外の^{いばしょ}居場所の^{じゅうじつ}充実に^{はか}図りながら、^{じはつせい}自発性や^{しゃかいせい}社会性、^{てきおう}適応^{りよく}力を^{はぐく}育みます。



“こども^{しょくどう}食堂や^{こそだ}子育て^{しえん}サークルなどへの^{おこな}支援を行います！”

- こどもと^{ちいき}地域住民とが^{じゅうみん}つながり、こどもも^{おとな}大人も^{あんしん}安心して^す過ごせる^{いばしょ}居場所となる^{しよくどう}ことができる「こども食堂」を^{しえん}支援します。
- ^{かつどう}ボランティア活動や^{じゅうみん}住民の^{じしゅてき}自主的な活動の^{かつどう}育成・^{いくせい}支援^{しえん}により、^{ちいき}地域ぐるみで^{こそだ}子育てを^{かんが}考え、^{とりくみ}サポートできる^{すす}取組を進めます。

“こどもの^{あんぜん}安全なくらしを^{かくほ}確保します！”

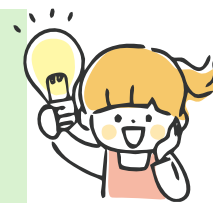
- ^{こうつうあんぜん}交通安全教育を^{いくせい}育成するため、^{ただ}正しい^{どうろ}道路^{おうだん}横断の^{ほうほう}方法など、^{こうつうあんぜん}交通安全に^{たい}対する^{いしき}意識の^{こうよう}高揚^{はか}を図ります。
- ^{とうげ}登下校中の^{じどう}児童などが、^{あんぜん}安全に^{あんしん}安心して^{つうがく}通学・^{つうこう}通行できる^{かんきょう}環境を^{ととの}整えるため、^{ていきてき}定期的な^{てんけん}点検の^{じっし}実施や、^{どうろ}道路交通安全^{あんぜん}対策^{たいさく}を^{すいしん}推進します。
- ^{けいさつ}警察、^{がっこう}学校、^{かてい}PTA、^{ちいき}家庭、^{れんけい}地域との^す連携を進め、こどもを^{はんざい}犯罪から^{まも}守る^{ひが}被害防止^{しかつどう}活動を^{しえん}支援します。
- ^{かくちいき}各地域の^{ちやうない}町内会等や、^{ゆうし}有志で^{こうせい}構成される^{じしゅ}自主組織^{そしき}による^{ぼうはん}防犯啓発^{けいはつ}や^{かつどう}パトロール活動^{すいしん}を^{すす}推進します。



さまざまな団体や企業等が協力し、

関係機関のネットワークづくりを

推進します！”



- 教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関との「横のネットワーク」と、出生、幼稚園や保育園入園、学校入学、進学、就職など、こどものライフステージの移行期に切れ目なく支援をつなぐ「縦のネットワーク」について、地域における包括的な支援体制の構築を進め、切れ目のない支援に努めます。
- 子育て支援に携わる担い手の確保、育成を図りながら、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる様々な機関、団体等の連携強化を図ります。

「こどもたちの権利」を知っていますか？

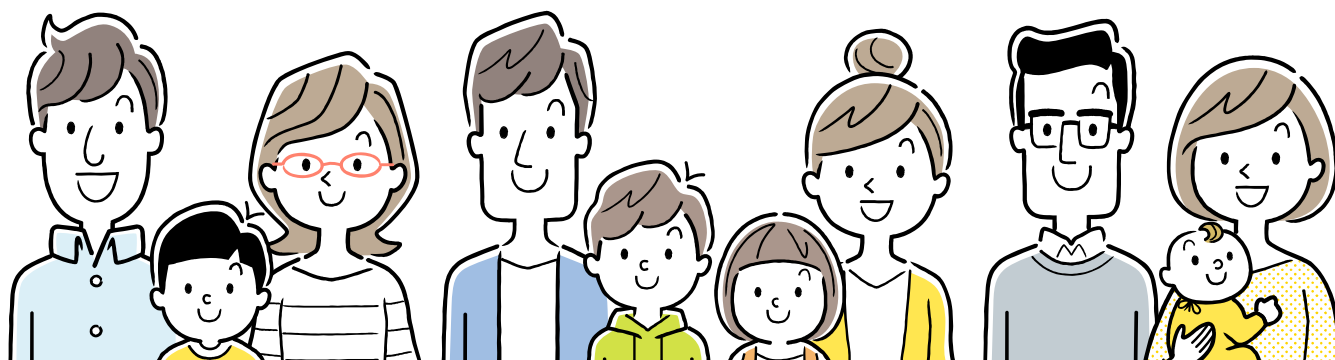
すべてのこどもは、健やかに成長するための権利を持っています。平成元年に「こどもの権利条約」が採択されました。この条約では、子どもの権利を4つに分け、すべての子どもの権利を守るよう定めています。

生きる

育つ

まも
守られる

さんか
参加する



発行年月 令和7年3月

編集・発行 鹿屋市 子育て支援課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL : 0994-31-1134 / FAX : 0994-44-2494